

令和6年度 創エネルギーのまち・いとしま推進補助金 申請の手引き

糸島市では、再生可能エネルギーの利用と再生可能エネルギーの自家消費・地産地消の向上により電力由来の二酸化炭素排出量を減らすことをめざしています。市では、再生可能エネルギーの利用や自家消費等の向上に貢献する設備等を設置・購入した市民に対し、補助金を交付します。

この事業は、市が実施している瑞梅寺ダムや白糸の滝の小水力発電事業の売電収入による「糸島市再生可能エネルギー推進基金」を活用して実施します。

【注意事項】 申請を検討される前に、必ずお読みください。

- ①太陽光発電設備を設置済(または同時設置)の住宅に、家庭用蓄電池、ヒートポンプ給湯機(エコキュート)・電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機を設置する場合と、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車を導入する場合に補助金を交付するものです(太陽光発電設備未設置の住宅への設置・導入は補助対象外)。
- ②**令和6年度予算分の申請期限は令和7年3月17日(月)です。**
- ③申請は先着順に受け付け、予算額に達した時点で募集を終了します(申請書類が不備なく揃っている状態をもって受付とします)。なお、申請受付から補助金交付の可否決定までに要する標準的な期間は約1か月です。
- ④この補助金は、国・福岡県の補助金との併用も可能ですが、補助金の種類や実施機関によって併用できない場合もありますので、併用したい補助金の実施機関に事前に確認してください。なお、**家庭用蓄電池**については、別途実施する**脱炭素推進重点対策加速化事業(環境省交付金事業)**との併用はできません。
- ⑤導入した設備は、交付要綱で定める**耐用年数が経過するまで**、補助金の目的に沿って**適正に使用する**必要があります。
- ⑥虚偽や不正による申請や補助金交付要綱に適合しない行為があった場合、補助金交付決定の取消しや補助金の返還を求めることがあります。

糸島市 生活環境部 環境政策課

- この手引きにおける住宅とは、「個人が所有し、居住する専用住宅または併用住宅(同一敷地内にあり、住宅に付属する車庫等の家屋、設備を含む)」をいい、集合住宅、保養所、寄宿舎は除きます。
- この手引きにおける太陽光発電設備とは、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値またはパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い値が10kW未満の設備をいいます。

1. 家庭用蓄電池の補助要件など

設備の要件

- 別表に掲げる仕様に適合する蓄電システムであること(環境省交付金に準じる)
- 申請者が居住する住宅に設置した太陽光発電設備により蓄電するもので、停電時のみに利用する非常用予備電源ではなく平時も充放電を繰り返すことを前提とした設備であること
- 定置用の設備であること
- 商用化され、導入実績があること
- 中古設備ではないこと
- メーカー保証が付与されている設備であること
- 補助対象設備の設置に要する費用(設備費、工事費)が、補助金額以上であること
- 既存設備の置換や増設でないこと
- 別途実施する「糸島市脱炭素推進重点対策加速化事業」による補助を受けていない、または受ける予定がない設備であること

補助金の額

- 一律10万円(1住宅等につき1台・1回限り)

補助対象者

- 糸島市税を滞納していない者
- 糸島市暴力団排除条例(平成22年条例第200号)第2条に規定する暴力団または暴力団員等でない者
- 補助対象設備の設置工事にかかる契約を令和5年4月1日以降に締結した者
- 太陽光発電設備を設置している住宅に補助対象設備を設置した者(補助対象設備と太陽光発電設備を同時設置する場合を含む)
- 補助対象設備を設置した住宅の所有者
- 補助対象設備を設置した住宅に居住して住所と定め、本市の住民基本台帳に記載されている者(ただし、就業や学業等の理由により本市の住民基本台帳に記載されていない場合でも、当該住宅に親族が居住している場合を含む)

申請可能な期間

- 補助対象設備の設置工事にかかる代金の支払日または補助対象設備の引き渡しを受けた日のいずれか遅い日から1年以内

【別表・補助対象となる蓄電システムの仕様】

1. 蓄電池パッケージ

- (a) 蓄電池部(初期実効容量 1.0kWh 以上)とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。
※初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。
※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

2. 性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされること。所定の表示は次のものをいう。

(a) 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない(算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること)。

(b) 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。

(c) 出力可能時間の例示

- ①複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力(W)と出力可能時間(h)の積で規定される容量(Wh)が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。
②購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が 10 分未満の場合は、1 分刻みで表示すること。出力可能時間が 10 分以上の場合は、5 分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位は W、kW、MW のいずれかとする。

(d) 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

(e) 廃棄方法

使用済蓄電池を適切に廃棄または回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください。」

(f) アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先が登録対象機器の添付書類に明記されていること。

3. 蓄電池部安全基準

- (a) JIS C8715-2 の規格を満足すること。

4. 蓄電システム部安全基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

- (a) JIS C4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 もしくは JIS C 4412-2※の規格も可とする。

※JIS C4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

5. 震災対策基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

- (a) 蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関(NCB)であること。

6. 保証期間

- (a) メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。

※蓄電システムの製造を製造業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※当該機器製造事業者以外の保証(販売店保証等)は含めない。

※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※JEM 規格で定義された初期実効容量(計算値と計測値のいずれか低い方)が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。

2. ヒートポンプ給湯機等の補助要件など

設備の要件

- 申請の時点において、経済産業省「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金(給湯省エネ事業)」の補助対象として製品型番リストに登録されているヒートポンプ給湯機または電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機のうち、インターネットに接続可能な機種で、昼間の再エネ電気を自家消費する機能を有するものであること
- 中古設備ではないこと
- メーカー保証が付与されている機器であること
- 補助対象機器の設置に要する費用(設備費、工事費)が、補助金額以上であること
- 既存機器の増設でないこと
- 設置場所や使用時間について近隣住宅等に配慮するように努め、トラブル等が発生したときは、申請者の責任において対応すること

補助金の額

- 一律5万円(1住宅等につき1台・1回限り)

補助対象者

- 糸島市税を滞納していない者
- 糸島市暴力団排除条例(平成22年条例第200号)第2条に規定する暴力団または暴力団員等でない者
- 補助対象機器の**設置工事にかかる契約を令和6年4月1日以降に締結**した者
- 太陽光発電設備を設置している住宅に補助対象機器を設置した者(補助対象機器と太陽光発電設備を同時設置する場合を含む)
- 補助対象機器を設置した住宅の所有者
- 補助対象機器を設置した住宅に居住して住所と定め、本市の住民基本台帳に記載されている者(ただし、就業や学業等の理由により本市の住民基本台帳に記載されていない場合でも、当該住宅に親族が居住している場合を含む)

申請可能な期間

- 補助対象機器の設置工事にかかる代金の支払日または補助対象機器の引き渡しを受けた日のいずれか遅い日から1年以内



3. 電気自動車(EV)・プラグインハイブリッド自動車(PHEV)の補助要件など

設備の要件

- 申請の時点において、経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(CEV補助金)」の補助対象車両のうち、電気自動車またはプラグインハイブリッド自動車であること
- 自動車検査証における自家用・事業用別が自家用で登録されている車両であること
- 自動車検査証における初度登録年月が令和6年4月以降の車両であること
- 日本では初度登録となる中古の輸入車でないこと
- 補助対象車両の購入費が、補助金額以上であること

補助金の額

○一律 15 万円（1 住宅等につき 1 台・1 回限り）

補助対象者

- 糸島市税を滞納していない者
- 糸島市暴力団排除条例(平成 22 年条例第 200 号)第 2 条に規定する暴力団または暴力団員等でない者
- 太陽光発電設備を設置している住宅を自動車検査証における使用の本拠の位置としている補助対象車両を所有する者(補助対象車両の導入と太陽光発電設備の設置が同時である場合を含む)
- 当該住宅に居住して住所と定め、本市の住民基本台帳に記載されている者
(ただし、就業や学業等の理由により本市の住民基本台帳に記載されていない場合でも、当該住宅に居住する親族が補助対象車両を使用する場合を含む)



申請可能な期間

○補助対象車両の自動車検査証に記載された初度登録年月の末日から 1 年以内

4. 交付申請書兼実績報告書の提出、交付決定

申請方法

- 創エネルギーのまち・いとしま推進補助金交付申請書兼実績報告書(様式第 1 号)に、下表に掲げる書類を添えて下記まで提出（郵送、インターネット等による申請は不可）。
- 申請書類の提出前に申請書類チェックリストの内容を確認し、必要事項を記入して申請書類と一緒に提出

●申請書類提出・問い合わせ先

糸島市 生活環境部 環境政策課 環境・エネルギー係(市役所 3 階 5 番窓口)
電話番号：092(332)2068 Eメール：kankyo@city.itoshima.lg.jp
受付時間：市役所開庁日の 8 時 30 分から 17 時 15 分まで
※土・日曜日、祝日、12 月 29 日～1 月 3 日は閉庁日。

【交付申請書兼実績報告書に添付する書類】

	家庭用蓄電池／ヒートポンプ給湯機等	電気自動車等
申請者関係	<p>①申請者の糸島市税に滞納がないことの証明書(発行から3月以内のもの)</p> <p>②申請者の住民票の写し(発行から3月以内のもの) <申請者が就業や学業等の理由により本市住民基本台帳に登録されていない場合></p> <p>A)本市住民基本台帳に登録されていない理由を記載した申立書(様式指定)</p> <p>B)申請者の住民票の写し</p> <p>C)補助対象設備・機器を設置した住宅に居住する親族の住民票の写し</p> <p>※住民票のマイナンバーは記載不要。</p> <p>③委任状(様式指定。申請を代理人に委任する場合)</p>	<p>①申請者の糸島市税に滞納がないことの証明書(発行から3月以内のもの)</p> <p>②申請者の住民票の写し(発行から3月以内のもの) <申請者が就業や学業等の理由により本市住民基本台帳に登録されていない場合></p> <p>A)本市住民基本台帳に登録されていない理由を記載した申立書(様式指定)</p> <p>B)申請者の住民票の写し</p> <p>C)補助対象車両の使用の本拠の位置としている住宅に居住する親族の住民票の写し</p> <p>※住民票のマイナンバーは記載不要。</p> <p>③委任状(様式指定。申請を代理人に委任する場合)</p>

補助対象設備関係	<p>④補助対象設備(機器)の設置工事に関する契約書等の写し(契約に補助対象設備・機器以外にかかる費用が含まれる場合は内訳書を添付。任意様式)</p> <p>⑤④の工事代金の支払領収書の写し <ローン等を利用した場合> 申請者宛にローン会社が発行した支払計画書等の写し(ローン会社、支払回数、支払額等がわかるもの) ※ローンと現金決済を併用する場合は支払領収書も提出すること。</p> <p>⑥補助対象設備(機器)のメーカー保証書の写し(メーカー、型式の記載が必要) ※蓄電システムは、システム保証書(パッケージ型番が記載されているもの)とする。</p> <p>⑦補助対象設備(機器)の設置工事に関する記録写真(設置場所の工事前・後、設備等の銘板)</p>	<p>④補助対象車両の売買に関する契約書等の写し(契約に補助対象車両以外にかかる費用が含まれる場合は内訳書を添付。任意様式)</p> <p>⑤④の購入代金の支払領収書の写し <ローン等を利用した場合> 申請者宛にローン会社が発行した支払計画書等の写し(ローン会社、支払回数、支払額等がわかるもの) ※ローンと現金決済を併用する場合は支払領収書も提出すること。</p> <p>⑥補助対象車両の自動車検査証記録事項の写し ※電子化された自動車検査証では確認できない事項があるため、自動車検査証記録事項の写しを提出すること。</p>
住宅関係	<p>⑧太陽光発電設備が稼働していることを証する書類の写し(3月以内の売電明細書の写しなど) ※設置後まもなく売電実績がない場合は系統連系等にかかる書類など。</p> <p>⑨太陽光発電設備の出力値を確認できる書類の写し(FIT認定通知書、売電明細書、系統連系にかかる書類等)</p> <p>⑩補助対象設備(機器)を設置した住宅にかかる不動産登記事項証明書(発行から3月以内のもの) ※インターネットで取得した照会番号付き登記情報に代えることができる。 <既存住宅で未登記の場合> 最新年度の固定資産評価証明書 ※固定資産税の賦課期日後に売買等により所有者が変わった場合は、売買契約書等の写しも添付すること。 <新築住宅で未登記の場合> 建築請負契約書または建売売買契約書の写し</p> <p>⑪共有者全員の設備(機器)設置承諾書(様式指定。補助対象設備(機器)を設置する住宅が共有物である場合)</p>	<p>⑦太陽光発電設備が稼働していることを証する書類の写し(3月以内の売電明細書の写しなど) ※設置後まもなく売電実績がない場合は系統連系等にかかる書類など。</p> <p>⑧太陽光発電設備の出力値を確認できる書類の写し(FIT認定通知書、売電明細書、系統連系にかかる書類等)</p>
その他	⑫その他市長が必要と認める書類	⑨その他市長が必要と認める書類

申請期限

- 各設備等の申請可能な期間内に申請してください。
- 令和6年度予算分の申請期限は**令和7年3月17日(月)17時15分**です。
- ※申請は先着順に受け付け、予算額に達した時点で募集を終了します。
- ※申請書類が不備なく揃っている状態をもって受付とします。

交付決定

上記の申請受付後、申請内容の審査を経て補助金交付の可否を決定し、申請者に通知します。
なお、申請受付から補助金交付の可否決定までに要する標準的な期間は約1か月です。

5. 補助金の支払

補助金の請求及び交付

4の手続きにより補助金の交付決定を受けた補助対象者に対して補助金を交付します。
創エネルギーのまち・いとしま推進補助金交付請求書(様式第3号)を、4の手続きの際に申請書類と一緒に提出してください。

6. 補助金交付後の注意事項

取得財産等の管理義務

補助事業を実施した方は、補助事業により取得し、または効用の増加した取得財産等について、事業完了後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。

財産処分等の制限

補助事業を実施した方は、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して取得財産等を使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはいけません。ただし、下記に定める補助対象物件の耐用年数の期間を経過した場合は、この限りではありません。

補助対象設備、機器、車両	耐用年数
家庭用蓄電池	6年
ヒートポンプ給湯機等	6年
電気自動車等	4年

関係書類の保管

補助事業を実施した方は、事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管する必要があります。
ただし、上記の期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければなりません(電磁的記録により保管が可能なものは電磁的記録でも構いません)。

～ 創エネルギーのまち・いとしま推進補助金 FAQ ～

Q1) 国県補助金では、補助事業を行う前に申請し、交付決定後に事業を行うことが一般的ですが、この補助金では実施後の申請になっています。実施前に申請を受理してもらえませんか。

A1) この補助金は、市再生可能エネルギー推進基金により実施しており、国県の取り扱いと異なります。一人でも多くの市民の方に補助金をご利用いただけるよう、申請期限を年度末に設定し、申請をお受けしています。事前申請はお受けできませんのでご了承ください。

Q2) 太陽光発電を設置していない場合、補助を受けることはできないのですか。

A2) この補助金は、再生可能エネルギーの利用と自家消費・地産地消の向上によって電力由来の二酸化炭素排出量を減らす目的で実施しており、電力会社から供給される電気を蓄電するために行う設備導入は対象外です。また、市再生可能エネルギー推進基金を財源としていますので、基金条例の目的である「再生可能エネルギー設備の普及等」に沿った活用に限られるため、太陽光発電導入済(または同時導入)を要件としています。

Q3) 国や県の補助事業との併用はできますか。

A3) 国・福岡県の補助金との併用も可能ですが、補助金の種類や実施機関によって併用できない場合もありますので、併用したい補助金の実施機関に事前に確認してください。なお、家庭用蓄電池については、別途実施する糸島市脱炭素推進重点対策加速化事業(環境省交付金事業)との併用はできません。

Q4) 自動車検査証記録事項と車検証(自動車検査証)の違いは何ですか。

A4) 令和5年1月以降、車検証が電子車検証に変更されていますが、従来の車検証に記載されている項目の中に電子車検証に記載されない項目があるため、申請の際には自動車検査証記録事項の写しを提出してください。自動車検査証記録事項は、電子車検証が浸透するまでの経過措置として電子車検証と同時に発行されています。万が一紛失された場合は、ご自身で車検証閲覧アプリを使って出力してください。(詳しくは国土交通省 HP 参照)

Q5) 補助対象設備を設置した住宅の不動産登記簿の所有者が、亡くなった親の名義のままになっていますが、その住宅に住んでいます。この場合、補助対象になりませんか。

A5) 補助対象外です。不動産登記簿または固定資産課税台帳の所有者、新築住宅の建築主等を補助対象としています。相続登記完了後に申請を検討してください。なお、不動産登記法改正により、令和6年4月から相続登記が義務化されました。相続登記をされるようお勧めします。

Q6) 補助対象設備を設置した住宅の不動産登記簿の所有者が親で、子どもが補助対象設備の設置工事にかかる契約を交わし費用を負担する場合、補助対象になりませんか。

A6) 家庭用蓄電池とヒートポンプ給湯機等は補助対象外としています。住宅と補助対象設備・機器の所有者を同一にすることで、補助を受ける設備を耐用年数まで適正に利用していただくために補助の要件としているものです。

●問い合わせ

糸島市 生活環境部 環境政策課 環境・エネルギー係(市役所3階5番窓口)

電話番号：092(332)2068 Eメール：kankyo@city.itoshima.lg.jp